短信

CEFRの増補版計画について

西　山　教　行

North, Brian and Enrica Piccardo (2016a) *CEFR Illustrative Descriptors Extended Version 2016 Pilot version for consultation*
North, Brian and Enrica Piccardo (2016b) *Developing illustrative descriptors of aspects of mediation for the Common European Framework of Reference (CEFR)*[1)]
Coste, Daniel and Marisa Cavalli (2015) *Education, mobility, otherness The mediation functions of schools*[2)]

CEFRが刊行されて16年が経過した。CEFRをめぐる社会的政治的環境は2001年の刊行以来、大幅に変化し、またヨーロッパを越えて予期せぬほどのインパクトを持った。そもそもCEFRが構想された1991年とは、1989年のベルリンの壁の崩壊を受けてソ連が消滅し東欧の民主化が加速し、教育の民主化モデルを西欧から導入しようと東欧諸国が欧州評議会へと加盟を求めていた時期で、CEFRはこのような要請に応える政策のひとつだった。また欧州評議会も1960年代から推進し1970年代にThreshold levelへと結実した言語教育政策を総括したいと考えていた時期でもあった。

さらに言語教育をめぐる環境も大きな変貌を遂げつつある。1990年代初頭はインターネットの黎明期に当たり、文字情報の交換などにとどまり、インタラクションを伴うコミュニケーションや多言語空間などはまだ想像もできず、インターネットの言語教育への活用などまだ構想段階にすら到っていなかった。このような時代の変化を踏まえて、欧州評議会はCEFR増補版刊行に向けて、二種類の文書資料を公開し準備を進めている。

第一の文書North（2016a、2016b）は例示的能力記述文、いわゆるcan doリストの作成者であるBrian Northなどが中心として執筆し、これはCEFRが取り上げていない例示的能力記述文の拡充をめざしている。すなわちA1レベルの精緻化、プレA1の設定、Cレベルに関するcan doリストや、これまでヨーロッパ諸国で作成された『ヨーロッパ言語ポートフォリオ』をもとにした小中学生向きのcan doリストの編集、さらに2001年の段階では十分に実現していなかったネット上のインタラクションに関する能力記述

文や、CEFRが言及するものの整備していなかった媒介能力や複言語・複文化能力に関する能力記述文、文学作品などの評価を伝える能力記述文を収録するもので、これらの新たな措置により増補版はコミュニケーションのための外国語教育をより網羅的に把握することになる。

これらの増補事項の中でも重要な新機軸は媒介機能に関する能力記述文の作成である。CEFR（2001）は媒介能力に言及するものの（4.4.4.）、口頭あるいは書記テキストの処理に必要な翻訳や通訳、要約、言い換えなど対話者間の仲介に限定し、例示的能力記述文を提示していない。North（2016a）はこの欠落点を批判的に発展解消し、意味の構築や伝達といった認知機能ならびに人的関係を築きあげるうえでの媒介機能、ならびにそれらに対応する方略をも開発し、五技能に匹敵する地位を媒介機能に与えている。

増補版が媒介能力に注目するのは、これがコミュニケーション活動の中で受容と産出のいずれにも関わるためだけではない。媒介能力は言語に関わるだけではなく、複数の文化にも関わるもので、異なる言語や文化の衝突などを避ける仲介者にも求められる能力である。さらには教育現場においても新たな知の獲得を仲介する者、すなわち教師や、やりとりを通じて談話の意味を協働で構築する仲介者、すなわち学習者にも必要な能力と定めている。つまりここでの媒介能力とは、未知の存在や知識など、主体から物理的、心理的、認知的に距離のあるものと主体を結びつける機能を持つもので、CEFRの言及したような言語に限定された媒介機能を大幅に塗り替えている。

複言語・複文化能力の能力記述文の作成も増補版のもう一つの特徴である。CEFRは複言語・複文化主義を唱道し、複言語・複文化能力に言及するものの、これを能力記述文として展開することはなかった。そこでNorth（2016a）は基礎、自立、熟達の3段階の能力記述文を開発し、CEFRが複言語・複文化主義のツールであることを明確に主張している。たとえば「複文化レパートリーの開発」に関わる能力記述文は基礎段階を「日々の社会的交流に関連する、日常の文化的規範を見分け、適応することができる」（North 2016a, p. 84）と規定している。ここで評価の対象となる複文化能力とは、社会的行為者が出身文化とは異なる文化の文脈に置かれた場合にとりうる態度に関連するもので、具体的には移民の言語文化能力を前提とするとNorth（2016a）は明言し、これまで考えられてきたような外国語学習者が母語に加えて複数の言語を学習するといった学習者像を必ずしも追求するものではない。

ところで媒介能力や複言語・複文化能力が言語教育の中で実効性を持つようになったのは今世紀になって顕在化してきた移民の社会統合と不可分の関係にあり、必ずしもヨーロッパの外国語教育に複言語主義が浸透してきたためではない。欧州諸国は移民の

入国や国籍取得を言語能力と連動させるようになり、移民の言語能力はCEFRの共通参照レベルで指標化されるようになった。そこでCEFR増補版は当初の外国語教育に加えて第2言語教育の統合も狙い、移民に必要な媒介機能や移民が獲得しうる複言語・複文化能力の評価を積極的に進めている。移民にはホスト社会で生き残るために媒介能力や複言語・複文化能力が不可欠なのだ。

一方、もうひとつの文書Coste（2015）は、媒介の機能を言語教育から学校教育全体へと拡大し、移民や外国人を包摂するための教育という観点からこの機能を深化させている。Coste（2015）は媒介能力について能力記述文や共通参照レベルを提唱するのではなく、移動（モビリティ）と他者性をキーワードとしてCEFRを教育学の枠組みに統合する試みを行っている。ここでの移動とは留学といった従来のモビリティにとどまるものではなく、転職や転校、進級、進学、さらにはネット上のヴァーチャルな移動にも展開するもので、社会や学校のそれぞれの異なる場において出会う他者との関係を問いかけている。さらに新たな知や新たな言語の獲得も他者性に向けた認知上の移動と考える。異なるものや新たなものやことがらとの出会いは学校教育の本質であり、主体と新たな知との間の距離を縮める媒介こそが教育であるとCoste(2015)は看破するのである。

この増補計画の一方で、CEFRに対する新たな懸念や批判もある。CEFRは外国語教育の支援のための参照枠として構想されたもので、これが唯一の言語教育モデルであるとは主張していない、ところがCEFR増補版がより網羅的な評価体系を提供し、言語教育を支配することになれば、この教育資材は言語教育を多様化するどころか、画一化してしまう恐れがある。

さらに最も懸念すべき論点はCEFRと移民教育の関係である。CEFRは外国語教育を前提として作成され、移民への言語教育への展開を想定したものではない。ところが、今世紀に入り加速してきた人口の流動化の中で、ヨーロッパ各国政府は入管政策や移民の社会統合政策と言語能力の連動を制度化し、その際の言語能力の指標としてCEFRの共通参照レベルを活用するようになった。たとえば、フランス政府は移民の入国に当たりA1.1のレベルを、国籍の取得にはB1レベルを要求するようになり、CEFRが移民の流合を抑制する装置として機能するようになっている。

CEFRはそもそもヨーロッパ域内の学生や市民の移動を促進する装置として作成されたのだが、それが移民に対しては移動を抑制する装置へと転用されている。CEFR増補版が複言語・複文化能力についても共通参照レベルを開発したことは、CEFRが移民統合政策との連携をさらに深めることを意味する。これまでもCEFRは移民の統合政策に活用されてきたにせよ、それはあくまでもホスト国の国語（公用語）のコミュニケーショ

ン能力を測るもので、移民の複数言語・文化能力を指標化するものではなかったのだが、増補版は移民の言語・文化の能力をほぼ完全に捕捉しようとしている。

CEFRがこれまでにもまして、移民の移動を規制する道具となることは望ましいのか。実際、そのような懸念を伝える声明がフランスの3つの学会から提出されている。CEFR増補版は言語教育の深化なのだろうか。あるいは国策への恭順なのだろうか。

注

1）　https: //mycloud.coe.int/index.php/s/VLAnKuMxDDsHK03

2）　http://www.coe.int/t/dg4/Linguistic/Source/LE_texts_Source/LE%202015/Education-Mobility-Otherness_en.pdf　これらの文書には英語版と並んでフランス語版も公開されている。

（京都大学）